

ID: 481

担当部署: 上下水道室 工務課 上水道係

<b>処分の概要</b>	指定の取消し		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市水道事業指定給水装置工事事業者規程 第8条		
<b>例 規 番 号</b>	平成18年水道事業管理規程第11号		
<b>【根拠条文】</b>			
(指定の取消し)			
第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。			
(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。			
(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。			
(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。			
(4) 第12条各項の規定に違反したとき。			
(5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。			
(6) 第16条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。			
(7) 第17条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。			
(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。			
<b>【基準】</b>			
根拠条文及び名寄市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分等手続規程による。			
(処分の基準)			
第2条 処分の基準は、別表のとおりとし、違反行為に対する処分は、同表に規定する違反行為に係る累積点数（以下「違反累積点数」という。）により判断するものとする。			
2 前項の違反点数につき、次の各号に当たるときは、別表に規定する該当事項のうち、最も重いものを適用するものとする。			
(1) 1つの違反行為が、別表に定める該当事項の2以上に当たるとき。			
(2) 複数の違反行為が、一連のものであると認められるとき。			
3 集合住宅及び開発行為工事等において、同一工事と認められる2以上の給水装置工事に係る違反行為については、1つの違反行為とみなす。			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 28 年 8 月 15 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和 5 年 7 月 28 日